

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年12月3日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100599号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100128号

## 第1 結論

1 請求者のA法人B事業所における平成19年12月26日、平成21年12月16日、平成22年7月14日、同年12月15日、平成23年7月14日、同年12月15日及び平成24年6月29日の標準賞与額を19万5,000円、平成26年12月25日の標準賞与額を10万2,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月26日、平成21年12月16日、平成22年7月14日、同年12月15日、平成23年7月14日、同年12月15日、平成24年6月29日及び平成26年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月26日、平成21年12月16日、平成22年7月14日、同年12月15日、平成23年7月14日、同年12月15日、平成24年6月29日及び平成26年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA法人B事業所における平成26年12月25日の標準賞与額を10万4,000円に訂正することが必要である。

平成26年12月25日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月  
② 平成21年12月  
③ 平成22年7月  
④ 平成22年12月  
⑤ 平成23年7月  
⑥ 平成23年12月

⑦ 平成 24 年 6 月

⑧ 平成 26 年 12 月

A 法人 B 事業所の請求期間①から⑧までに係る標準賞与額の記録がないが、厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第 3 判断の理由

1 請求期間①から⑧までについて、A 法人 B 事業所から提出された請求者の平成 19 年分、平成 21 年分、平成 22 年分、平成 23 年分、平成 24 年分及び平成 26 年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）並びに同事業所の同僚の源泉徴収簿及び給与支給明細書又は支給明細書（以下「同僚の賞与資料」という。）により、請求者は、当該期間において、同事業所から賞与を支給され、請求期間①から⑦までの賞与については、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され、請求期間⑧については、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から⑧までの賞与の支給日について、A 法人 B 事業所の事務長は、全従業員に対し同じ日に振込を行っていた旨陳述していることから、請求者及び同僚の預金通帳の写しにより確認できる賞与振込日（平成 19 年 12 月 26 日、平成 21 年 12 月 16 日、平成 22 年 7 月 14 日、同年 12 月 15 日、平成 23 年 7 月 14 日、同年 12 月 15 日、平成 24 年 6 月 29 日及び平成 26 年 12 月 25 日）を賞与支給日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑧までの標準賞与額については、上記源泉徴収簿及び同僚の賞与資料により推認できる厚生年金保険料額から、平成 19 年 12 月 26 日、平成 21 年 12 月 16 日、平成 22 年 7 月 14 日、同年 12 月 15 日、平成 23 年 7 月 14 日、同年 12 月 15 日及び平成 24 年 6 月 29 日は 19 万 5,000 円、平成 26 年 12 月 25 日は 10 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 12 月 26 日、平成 21 年 12 月 16 日、平成 22 年 7 月 14 日、同年 12 月 15 日、平成 23 年 7 月 14 日、同年 12 月 15 日、平成 24 年 6 月 29 日及び平成 26 年 12 月 25 日に係る賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 19 年 12 月 26 日、平成 21 年 12 月 16 日、平成 22 年 7 月 14 日、同年 12 月 15 日、平成 23 年 7 月 14 日、同年 12 月 15 日、平成 24 年 6 月 29 日及び平成 26 年 12 月 25 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間⑧について、上記請求者の源泉徴収簿により確認できる賞与額に見合う標準賞与額（10万4,000円）は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額（10万2,000円）を超えていることが確認できる。

したがって、平成26年12月25日の標準賞与額については、10万4,000円とすることが必要である。

なお、請求期間⑧の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100600号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100129号

## 第1 結論

請求者のA法人B事業所における平成19年12月26日、平成21年12月16日、平成22年7月14日、同年12月15日、平成23年7月14日、同年12月15日及び平成24年6月29日の標準賞与額を11万7,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月26日、平成21年12月16日、平成22年7月14日、同年12月15日、平成23年7月14日、同年12月15日及び平成24年6月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月26日、平成21年12月16日、平成22年7月14日、同年12月15日、平成23年7月14日、同年12月15日及び平成24年6月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月  
② 平成21年12月  
③ 平成22年7月  
④ 平成22年12月  
⑤ 平成23年7月  
⑥ 平成23年12月  
⑦ 平成24年6月

A法人B事業所の請求期間①から⑦までに係る標準賞与額の記録がないが、厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から⑦までについて、A法人B事業所から提出された請求者の平成19年分、平成21年分、平成22年分、平成23年分及び平成24年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)並びに同事業所の同僚の源泉徴収簿及び給与支給明細書又は支給明細書(以下「同僚の賞与資料」という。)により、請求者は、当該期間において、同事業所

から賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から⑦までの賞与の支給日について、A法人B事業所の事務長は、全従業員に対し同じ日に振込を行っていた旨陳述していることから、請求者の普通元帳及び同僚の預金通帳の写しにより確認できる賞与振込日（平成19年12月26日、平成21年12月16日、平成22年7月14日、同年12月15日、平成23年7月14日、同年12月15日及び平成24年6月29日）を賞与支給日とすることが妥当である。

したがって、請求期間①から⑦までの標準賞与額については、上記源泉徴収簿及び同僚の賞与資料により推認できる厚生年金保険料額から、平成19年12月26日、平成21年12月16日、平成22年7月14日、同年12月15日、平成23年7月14日、同年12月15日及び平成24年6月29日は11万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年12月26日、平成21年12月16日、平成22年7月14日、同年12月15日、平成23年7月14日、同年12月15日及び平成24年6月29日に係る賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成19年12月26日、平成21年12月16日、平成22年7月14日、同年12月15日、平成23年7月14日、同年12月15日及び平成24年6月29日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100601号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100130号

## 第1 結論

1 請求者のA法人B事業所における平成19年12月26日、平成21年12月16日、平成22年7月14日、同年12月15日、平成23年7月14日、同年12月15日及び平成24年6月29日の標準賞与額を24万4,000円、平成26年12月25日の標準賞与額を24万円に訂正することが必要である。

平成19年12月26日、平成21年12月16日、平成22年7月14日、同年12月15日、平成23年7月14日、同年12月15日、平成24年6月29日及び平成26年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月26日、平成21年12月16日、平成22年7月14日、同年12月15日、平成23年7月14日、同年12月15日、平成24年6月29日及び平成26年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA法人B事業所における平成26年12月25日の標準賞与額を24万4,000円に訂正することが必要である。

平成26年12月25日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月  
② 平成21年12月  
③ 平成22年7月  
④ 平成22年12月  
⑤ 平成23年7月  
⑥ 平成23年12月

⑦ 平成 24 年 6 月

⑧ 平成 26 年 12 月

A 法人 B 事業所の請求期間①から⑧までに係る標準賞与額の記録がないが、厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第 3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑧までについて、A 法人 B 事業所から提出された請求者の平成 19 年分、平成 21 年分、平成 22 年分、平成 23 年分、平成 24 年分及び平成 26 年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）並びに請求者から提出された平成 21 年 12 月分給与の給与支給明細書並びに同事業所の同僚の源泉徴収簿及び支給明細書（以下「同僚の賞与資料」という。）により、請求者は、当該期間において、同事業所から賞与を支給され、請求期間①から⑦までの賞与については、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され、請求期間⑧については、当該賞与額に基づく標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から⑧までの賞与の支給日について、A 法人 B 事業所の事務長は、全従業員に対し同じ日に振込を行っていた旨陳述していることから、請求者及び同僚の預金通帳の写しにより確認できる賞与振込日（平成 19 年 12 月 26 日、平成 21 年 12 月 16 日、平成 22 年 7 月 14 日、同年 12 月 15 日、平成 23 年 7 月 14 日、同年 12 月 15 日、平成 24 年 6 月 29 日及び平成 26 年 12 月 25 日）を賞与支給日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑧までの標準賞与額については、上記源泉徴収簿及び同僚の賞与資料により推認できる厚生年金保険料額から、平成 19 年 12 月 26 日、平成 21 年 12 月 16 日、平成 22 年 7 月 14 日、同年 12 月 15 日、平成 23 年 7 月 14 日、同年 12 月 15 日及び平成 24 年 6 月 29 日は 24 万 4,000 円、平成 26 年 12 月 25 日は 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 12 月 26 日、平成 21 年 12 月 16 日、平成 22 年 7 月 14 日、同年 12 月 15 日、平成 23 年 7 月 14 日、同年 12 月 15 日、平成 24 年 6 月 29 日及び平成 26 年 12 月 25 日に係る賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 19 年 12 月 26 日、平成 21 年 12 月 16 日、平成 22 年 7 月 14 日、同年 12 月 15 日、平成 23 年 7 月 14 日、同年 12 月 15 日、平成 24 年 6 月 29 日及び平成 26 年 12 月 25 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



2 請求期間⑧について、上記請求者の源泉徴収簿により確認できる賞与額に見合う標準賞与額（24万4,000円）は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額（24万円）を超えていることが確認できる。

したがって、平成26年12月25日の標準賞与額については、24万4,000円とすることが必要である。

なお、請求期間⑧の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100603号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100131号

## 第1 結論

1 請求者のA法人B事業所における平成19年12月26日、平成21年12月16日、平成22年7月14日、同年12月15日、平成23年7月14日、同年12月15日及び平成24年6月29日の標準賞与額を22万7,000円、平成26年12月25日の標準賞与額を11万9,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月26日、平成21年12月16日、平成22年7月14日、同年12月15日、平成23年7月14日、同年12月15日、平成24年6月29日及び平成26年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月26日、平成21年12月16日、平成22年7月14日、同年12月15日、平成23年7月14日、同年12月15日、平成24年6月29日及び平成26年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA法人B事業所における平成26年12月25日の標準賞与額を12万1,000円に訂正することが必要である。

平成26年12月25日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月  
② 平成21年12月  
③ 平成22年7月  
④ 平成22年12月  
⑤ 平成23年7月  
⑥ 平成23年12月

⑦ 平成 24 年 6 月

⑧ 平成 26 年 12 月

A 法人 B 事業所の請求期間①から⑧までに係る標準賞与額の記録がないが、厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第 3 判断の理由

1 請求期間①から⑧までについて、A 法人 B 事業所から提出された請求者の平成 19 年分、平成 21 年分、平成 22 年分、平成 23 年分、平成 24 年分及び平成 26 年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）並びに請求者から提出された平成 19 年 12 月分賞与、平成 21 年 12 月分賞与、平成 22 年 6 月分賞与、同年 12 月分賞与、平成 23 年 6 月分賞与、同年 12 月分賞与、平成 24 年 6 月分及び平成 26 年 12 月分賞与の給与支給明細書又は支給明細書（以下「支給明細書」という。）、預金通帳の写しにより、請求者は、当該期間において、同事業所から賞与を支給され、請求期間①から⑦までの賞与については、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され、請求期間⑧については、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から⑧までの賞与支給日については、請求者の預金通帳の写しにおいて確認できる賞与振込日（平成 19 年 12 月 26 日、平成 21 年 12 月 16 日、平成 22 年 7 月 14 日、同年 12 月 15 日、平成 23 年 7 月 14 日、同年 12 月 15 日、平成 24 年 6 月 29 日及び平成 26 年 12 月 25 日）を賞与支給日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑧までの標準賞与額については、上記支給明細書により確認できる厚生年金保険料額から、平成 19 年 12 月 26 日、平成 21 年 12 月 16 日、平成 22 年 7 月 14 日、同年 12 月 15 日、平成 23 年 7 月 14 日、同年 12 月 15 日及び平成 24 年 6 月 29 日は 22 万 7,000 円、平成 26 年 12 月 25 日は 11 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 12 月 26 日、平成 21 年 12 月 16 日、平成 22 年 7 月 14 日、同年 12 月 15 日、平成 23 年 7 月 14 日、同年 12 月 15 日、平成 24 年 6 月 29 日及び平成 26 年 12 月 25 日に係る賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 19 年 12 月 26 日、平成 21 年 12 月 16 日、平成 22 年 7 月 14 日、同年 12 月 15 日、平成 23 年 7 月 14 日、同年 12 月 15 日、平成 24 年 6 月 29 日及び平成 26 年 12 月 25 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間⑧について、上記支給明細書（11万9,000円）により確認できる賞与額に見合う標準賞与額（12万1,000円）は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を超えていることが確認できる。

したがって、平成26年12月25日の標準賞与額については、12万1,000円とすることが必要である。

なお、請求期間⑧の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。